



福島医発第 1961 号 (地)
令和 2 年 10 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

インフルエンザの診断と治療について (再周知)

標記の件に関しましては、令和 2 年 3 月 18 日付け福島医発第 3337 号 (地) において記載しておりましたが、今般、別添のとおり日本医師会より改めて通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該内容は、日本医師会より厚生労働省当局に確認済みとのことです。

記

1. 臨床所見や地域における感染の広がり等の疫学情報等から総合的に判断した上で、医師が抗インフルエンザウイルス薬による治療の開始が必要と認める場合には、治療開始にあたって簡易迅速検査や P C R 検査の実施は必須ではないこと。
2. 診療報酬上も、抗インフルエンザウイルス薬の投与にあたり簡易迅速検査の実施は必須でないこと。

以上

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(保 236)

令和 2 年 1 0 月 1 4 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

インフルエンザの診断と治療について（再周知）

9 月 2 4 日に開催されました第 1 7 回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会において、話題となりましたので、下記の内容をお知らせいたします。都道府県医師会におかれましても再周知いただければ幸いです。

なお、当該内容は、厚生労働省当局に確認済みであります。

記

1. 臨床所見や地域における感染の広がり等の疫学情報等から総合的に判断した上で、医師が抗インフルエンザウイルス薬による治療の開始が必要と認める場合には、治療開始にあたって簡易迅速検査や P C R 検査の実施は必須ではないこと。
2. 診療報酬上も、抗インフルエンザウイルス薬の投与にあたり簡易迅速検査の実施は必須でないこと。